

第3回 官製談合再発防止に係る第三者委員会 意見まとめ

日時：令和4年4月6日（水）10:00

場所：道の駅富士川 水防対策室

1. 開 会

2. あいさつ 委員長

3. 議 事

- ・これまでの意見等のまとめについて
- ・再発防止に係る報告書（案）について

4. そ の 他

5. 閉 会

◆意見集約

指名業者の入れ替えは、基本的にルールに基づいていないのならできない

答申書には、経緯なども必要

答申書は、報告書を添えたものとする

入れ替え修正があった場合は、再度選考委員会を開き審査することを、選考委員会要領に記載すると良い

町長の権限を行使されたとしても、運用上それが実施できなくなることは、町長の権限のはく奪になってしまう

業者を入れ替える際に、入れ替え業者の方が、適切であるという説明が必要

業者の選考過程は、あくまでも秘密厳守しなければならない

誤った判断が無いように、正しいことを要領中に明記すること

秘密の厳守とは、記録は残す必要があるが、見聞きしたことは非公開とするべき

議事録の作成原則を、書いて置かなきゃだめ

議事録と審査過程の公開をすることで抑止がかかるのではないか

町長の指示があっても、再度議論する場を設けること

公益通報窓口は、通報・相談する人を保護することを明記し、不当な指示をされた人を守るという体制づくりが必要

地域を活性化するため、総合評価型の評価項目の中に SDGs 的なことを導入する

答申の方向性としては、スケジュール感が必要（短期的・中期的）

電子入札は、中期的な計画として導入する

政策誘導型の政策入札の研究をすれば、地域活性化につながる

答申書や報告書は、これだけで、ある程度分かるというのが大事

答申の冒頭に、今回の事件は、「町長の倫理的意識の欠如が原因である」となっており、第三者委員の立場として、この書き出しだと再発防止からかけ離れてしまう